

郷土歴史資料館 だより

..... 第1回ふるさと講座

あわらし文化財—西国三十三カ所観世音の修復

新郷地区宮前公文区みさきの御前神社境内にある、市指定文化財「西国三十三カ所観世音」は、令和2年度に大規模な修復と整備が行われました。

この講座では、修復の指導をされた市文化財保護委員長の吉田純一氏に、当時の作業内容や、内壁に浮彫うきぼりされている観世音像などについてお話しいただきます。

と き 令和4年1月30日（日） 13時30分～
と ころ 金津本陣 IKOSSA 3階 大ホール
講 師 市文化財保護委員長 吉田 純一 氏
入場料 無料
定 員 30人（事前申し込み）
※12月18日（土） 受け付け開始
申込み 郷土歴史資料館 ☎ 73-5158

❖ 西国三十三カ所観世音

冬季テーマ展 「ちょっと昔の米作りと道具たち」

現代の米作りは、トラクター（田起こし、土ならし）や田植え機、コンバイン（稲刈り）など、ほとんどの作業は機械を用いて行います。

昭和半ばまでは、田起こしをする道具である犁すきや、代かきをするための馬鍬まぐわを牛馬に引かせ、田植えや稲刈りは手作業で行うなど、人の労力と家畜の力に頼った米作りをしていました。

本展では、ちょっと昔の米作りに関係する道具と、それらを使用している当時の写真を紹介します。

昔の米作りの大変さや懐かしさなどをぜひ感じてください。

と き 令和4年1月12日（水）～5月8日（日）
入場料 無料

❖ 馬鍬

郷土歴史資料館（金津本陣 IKOSSA 2階）
休館日 月曜日・第四木曜日（祝日の場合はその翌日）

開館時間 9時30分～18時（最終入館17時30分）
問合せ ☎ 73-5158 FAX 73-1038 ✉ maibun@city.awara.lg.jp

税務課からのお知らせ

法人・個人事業者の皆さんへ 償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく

事業用として所有している償却資産（構築物・機械・備品など）は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。会社や個人で事業をしている人は、毎年1月1日現在で、市内に所有している償却資産を忘れずに申告してください。申告書および申告の手引きは税務課に備え付けてあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

また、eLTAX（地方税ポータルシステム）では、インターネットを利用した電子申告が可能です。なお、太陽光発電システム（住宅用で10kw未満は除く）も償却資産の対象となりますので、ご注意ください。

申告方法 昨年まで申告している人は、申告書に1年間の資産の増減を申告してください。新たに申告する人、電算申告を利用する人は、申告対象の償却資産全てを申告してください。

【業種】償却資産の例	
【共通】 パソコン、ルームエアコン、駐車場舗装、看板など	【クリーニング業】 洗濯機、乾燥機、プレス機など
【加工・修理業】 旋盤、プレス機、溶接機、測定機器など	【農業】 ビニールハウス、選別機、乾燥機など
【小売・飲食業】 レジスター、陳列棚、家具、冷蔵庫など	【医療業】 医療機器、歯科ユニット、検査装置など
【建設業】 建設重機、大型特殊自動車など	【宿泊業】 客室備品、厨房機器、庭園など
【理容・美容業】 理容・美容椅子、パーマ機、鏡など	【不動産賃貸業】 外灯、カーポート、外構工事など

申告期限 令和4年1月31日（月）
問合せ 税務課 資産税G ☎ 73-8012

家屋の新築・増築・取り壊しをした皆さんへ

市では、令和3年1月2日から令和4年1月1日までの家屋（住宅・店舗・車庫・倉庫など）の異動について、調査・整理を行っています。

次の条件に当てはまる人は、令和4年1月31日までに税務課資産税グループにご連絡ください。必要な手続きについてご説明します。

- 令和3年中に家屋を取り壊した人
 - 令和3年中に家屋を新築・増築した人
- 法務局（登記所）で「新（増）築登記」や「滅失登記」をした人、すでに固定資産税に関する家屋調査を終えた人は除きます。
- ※ 固定資産税は、毎年1月1日現在で、市内に固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有している人に課税されます。

問合せ 税務課 資産税G ☎ 73-8012

軽自動車などの変更手続きは、3月までに行いましょう

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車などを所有している人に対して課税されます。既に廃車したり、他の人に譲ったり、住所に変更があった場合には、手続きが必要です。手続きをしなければ、引き続き軽自動車税が課税されたり、納税通知書が変更後の住所に届かなかったりする場合があります。

登録事項に変更がある場合は、3月末までに所定の窓口にて手続きをしてください。なお、軽自動車税は月割課税制度がありませんので、4月2日以降に届出をしても、その年度の税金は戻りません。

手続きに必要な書類などは、各窓口にお問い合わせください。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

問合せ
原動機付自転車（125cc以下）、ミニカー、小型特殊自動車 あわらし市役所税務課市民税G ☎ 73-8011
軽三輪車、軽四輪車、被けん引車 軽自動車検査協会福井事務所 ☎ 050-3816-1774
軽二輪（125cc超～250cc以下）、二輪の小型自動車 中部運輸局福井運輸支局 ☎ 050-5540-2057

ストップ地球温暖化！ 私たちができること

近年は特に災害級の豪雨や酷暑、大雪が発生し「地球温暖化」がより身近に感じられます。私たちは何をするとよいのでしょうか？

県では、地球温暖化の主な原因と言われているCO₂の排出量を減らすため、さまざまな取り組みを実施しています。皆さんも参加して、明日の地球を救いましょう。

▼ **ゼロカーボンアクション**

2020年7月に、CO₂の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボン」を2050年までに目指すことを宣言しました。

▼ **エコチャレふくい**

環境ふくい推進協議会とともに、ゼロカーボンの目標達成のため、楽しくエコにチャレンジできるよう季節ごとにテーマを定めてエコな行動を呼び掛けています。

▼ **エコチャレ**

誰でも手軽にできるエコなチャレンジのことで、冬のテーマは「脱炭素社会の取り組みを知ってみんなで楽しくひと工夫エコチャレ実践！」です。

第3日曜日は「エコチャレの日」
この冬のエコチャレの日
12月19日、1月16日、2月20日、3月20日

▲ ホームページ

▼ **ウォームシェアふくい**

暖かい場所（ウォームシェアスポット）を共有して節電や省エネを目指すとともに、スタンプリイ企画で地域経済の活性化にもつながる取り組みです。

市内のウォームシェアスポット	施設住所
金津図書館	春宮二丁目14番1号
芦原図書館	二面第32号21番地
郷土歴史資料館	春宮二丁目14番1号
金津創作の森美術館	宮谷第57号2番地19
余熱館ささおか	笹岡第32号88番地2
セントピアあわら	温泉4丁目305番地
芦湯	温泉1丁目203番地

▼ **ふくい省エネ家電・住宅設備買替キャンペーン**

対象の省エネ家電やエコ住宅設備への買い替えは、地球やお財布にやさしいです。応募すると抽選で景品がもらえます。

問合せ
環境ふくい推進協議会（環境政策課内）
☎ 20・0302